

5 - 2 相続財産種類別・階級別状況

(1) 相続財産種類別状況

財 産 等 の 種 類	被 相 続 人 の 数	取 得 財 産 価 額	
	人	千円	
土 地	田 (耕作権及び永小作権を含む)	999	49,745,128
	畑 (耕作権及び永小作権を含む)	1,118	25,963,754
	宅地 (借地権を含む)	2,408	187,468,552
	山林	878	3,077,188
	その他の土地	761	17,472,547
	計	実	2,448
家 屋、構 築 物	2,319	29,071,110	
事 業 (農業) 用財産	機械器具、農耕具、じゅう器、備品	420	884,958
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	85	340,469
	売 掛 金	113	542,225
	その他の財産	200	1,417,112
	計	実	572
有 証 価 券	特定同族会社の株式及び出資	582	22,290,683
	同上以外の株式及び出資	1,661	24,078,242
	公 債 及 び 社 債	454	7,664,550
	投資・貸付信託受益証券	528	7,448,245
	計	実	1,954
現 金 ・ 預 貯 金 等	2,525	102,808,976	
家 庭 用 財 産	1,854	1,097,415	
そ の 他 の 財 産	生命保険金等	513	20,155,845
	退職金及び功労金等	247	12,635,409
	立 替 金	218	250,608
	その他	2,201	35,963,830
	計	実	2,265
合 計	実	2,543	550,376,847
債 務	借 入 金	2,358	52,848,247
	葬 式 費	2,484	5,179,362
	合 計	実	2,531
差 引 純 資 産 価 額	実	2,543	492,349,237
加 算 贈 与 財 産 価 額	491	2,643,018	
課 税 価 格	実	2,543	494,988,956

調査対象 平成14年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成15年10月31日までに提出された「申告書(修正申告を除く。)」に基づいて作成した。

(注) 「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(2) 相続財産価格階級別状況

課税価格階級	被相続人の数	課 税 価 格	左のうち加算贈与 財 産 価 額	納 付 税 額	法定相続人数
	人	千円	千円	千円	人
1 億 円 以下	513	43,872,128	233,499	564,310	1,237
1 億 円 超	1,263	175,214,939	1,044,509	6,913,171	4,267
2 億 円 超	411	98,543,831	514,689	7,315,831	1,499
3 億 円 超	258	94,176,966	448,371	11,352,112	934
5 億 円 超	61	36,170,600	157,972	5,784,997	233
7 億 円 超	26	20,893,241	224,666	4,207,765	92
10 億 円 超	9	9,146,139	19,311	1,906,749	38
20 億 円 超	2	16,971,112	-	4,995,830	8
合 計	2,543	494,988,956	2,643,018	43,040,765	8,308

調査対象 平成14年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成15年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

(3) 法定相続人員別被相続人の数

区 分	法 定 相 続 人 員 別 被 相 続 人 数											
	0人の もの	1人の もの	2人の もの	3人の もの	4人の もの	5人の もの	6人の もの	7人の もの	8人の もの	9人の もの	10人の もの	10人超 のもの
1 億 円 以下	5	82	181	187	58	-	-	-	-	-	-	-
1 億 円 超	2	59	223	457	319	138	40	17	6	2	-	-
2 億 円 超	2	17	49	137	126	44	23	7	3	2	-	1
3 億 円 超	1	7	38	82	83	25	13	4	4	-	1	-
5 億 円 超	-	1	11	21	14	5	7	-	1	-	-	1
7 億 円 超	-	1	3	10	7	3	2	-	-	-	-	-
10 億 円 超	-	-	-	3	2	3	1	-	-	-	-	-
20 億 円 超	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-
合 計	10	167	505	897	611	218	86	28	14	4	1	2

(注) この表は、「(2)相続財産価格階級別状況」の「被相続人の数」欄を法定相続人員別に示したものである。